

議 事 録

会 議 名	平成28年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年6月27日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第6 農業委員会の体制強化に関する要請について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第6回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、1番木内委員と2番佐藤委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第5条の規定による許可申請について議案番号23号を上程します。本案件については、6番委員が譲渡人（使用貸借人）となっていますので、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。 (6番委員退席)</p> <p>では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号23号を朗読)(説明) 当該地は位置図にありますとおり市街化調整区域の農地で、現況は畑です。転用の目的は、農家の長女の分家住宅建設です。親元で子育てしたいことなどから、現在住んでいる海老名市のアパートから本家の隣地へ移ることです。住宅建築工事は、周囲にブロック積を施工し、土砂流出等未然に防止する計画となっています。立地基準は当該地の南側道路に水道管、下水道管が埋設されており、また500メートル以内に小谷小学校、露木接骨院があることから、市街化の傾向が著しい区域内にある農地である第3種農地です。権利の設定については親子での使用貸借の権利設定です。現地については6月22日に会長と共に調査に行っています。</p> <p>会 長：地区担当委員は退席している6番委員ですので代わりに私から、補足説明をします。</p> <p>会 長：現地調査したところ、周辺の市街化が進んでおり、農地に影響はありません。農家分家ということで問題ないと思います。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号23号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。</p>		

(6番委員入室・着席)

会 長：次に日程第2非農地証明願について、議案番号24号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)(説明)

当該地は、位置図にありますとおり一之宮の市街化調整区域、いわゆる普通調整、白地にある住宅敷地です。申請人の祖母が昭和48年に相続し、その後、父が平成25年に相続、そして平成28年に申請人が相続し現在に至っています。立地基準は第3種農地で「住宅の用 若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設 若しくは公益的施設が連たんしていること」に該当し、宅地化の状況がある程度に達している区域とされます。現地には6月16日に3番の地区担当委員と、22日に会長と調査に行っています。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：6月16日に事務局と現地調査をしました。住宅敷地の中にある一筆で、宅地として使われていますので、非農地証明が妥当と考えます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号24号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

次に日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案番号25号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当案件については、6番の地区担当委員と事務局で2筆の現地調査をした結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しています。

会 長：続いて地区担当委員から、現地調査の詳細並びに補足説明をお願いします。

6 番：6月22日に事務局と現地を確認しました。茅ヶ崎市で農業を営んでいる方で、当該農地は市街化畑です。大曲3丁目330-1については一部が駐車場、大曲3丁目331-2についてはプレハブがあるため、そこを除いた筆の一部が対象ですが、境もわかるようになっておりました。ビニールハウスが3棟あり、枝豆、トマト等を作付けされ、農地として管理されておりました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は、挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号25号は原案のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明を交付することに決定します。

続いて日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号44号と、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号45号～48号の4件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告番号44号～48号を朗読)(説明)

いずれも添付書類も含め完備していましたので、事務局専決により書類を受理しました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言がないようですので届出の報告事項につい

	<p>ては了承されたこととします。</p> <p>次に日程第6、農業委員会の体制強化に関する要請について、議案番号26号を上程します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局：議案番号26号 農業委員会の体制強化に関する要請について ご説明します。平成28年4月1日 改正農業委員会法が施行され、農業委員会の任意業務であった「担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消」が必須業務となりました。現在、農業者の高齢化や後継者不足等の問題が増える中、農業委員会の業務・運営を取り巻く環境は厳しく、農業委員が役割・機能を果たしていくためには、その体制強化が必要不可欠です。つきましては農業委員と農地利用最適化推進委員の定数の確保と、その円滑な運営のため、必要な人員や予算の確保等の事務局体制の強化を寒川町長へ要請していきます。別紙の要請（案）の決定につきまして、ご審議のほど宜しくをお願いします。</p> <p>会長：ただいまの説明のありました案件について、ご異議ありませんか。</p> <p>会長：ご異議がないようですので、議案番号26号について原案のとおり承認することに決定しました。後日、日程調整のうえ、町長へ要請活動を行いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますか。</p> <p>会長：では、以上をもって平成28年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成28年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人（1番） 木内 幹雄                      議事録署名人（2番） 佐藤 晃

本議事録は、平成28年7月25日、承認・署名を得て確定しました。